

営業施設の基準の概要（飲食店営業（自動車営業））

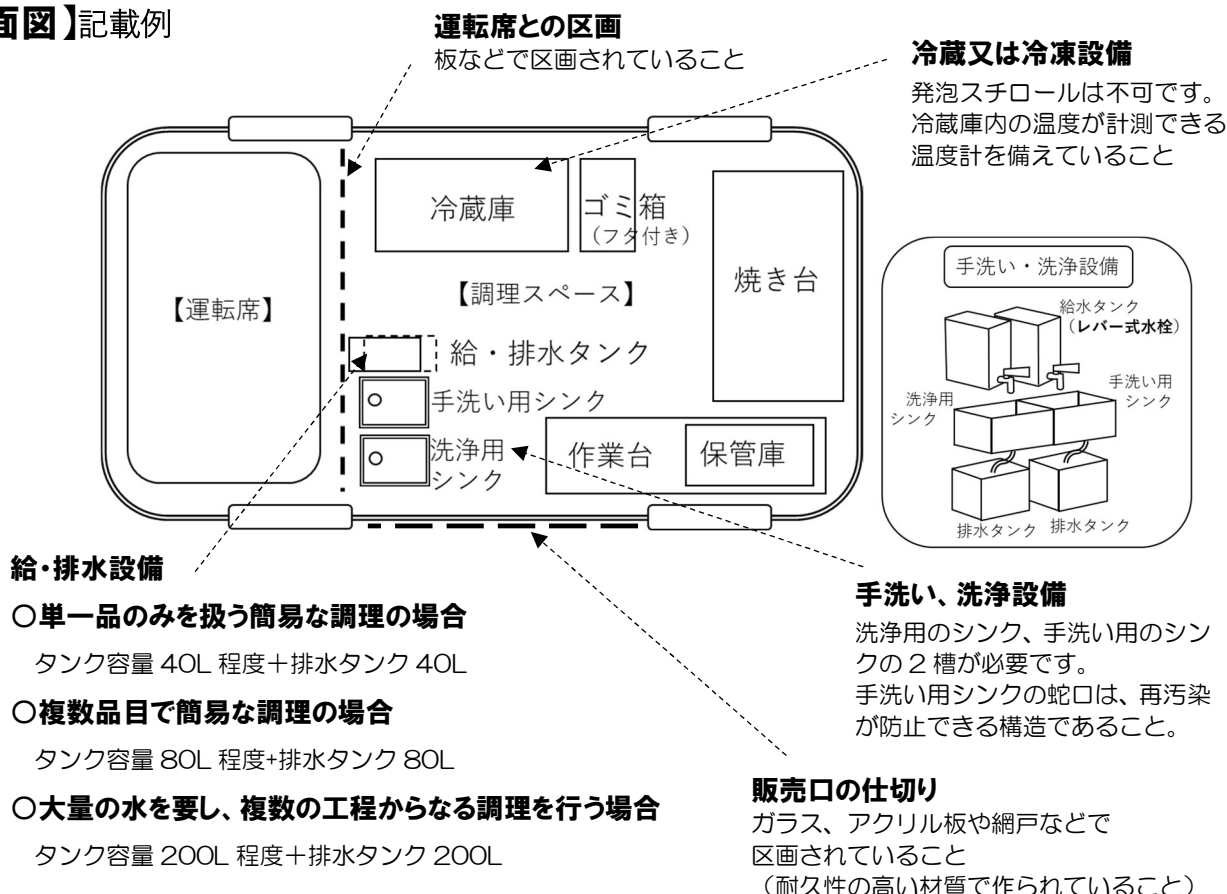
【手続きの流れ】

- ① 許可申請 所管する窓口で営業許可を申請する（保健所の窓口）
- ② 車両確認 施設基準に合致していることの確認（営業車の確認）
- ③ 許可書交付 営業許可書の交付（保健所の窓口）

【施設の基準(抜粋)】

施設	□屋外からの汚染を防止し、食品を取り扱う量に応じた十分な広さを有すること。
区画	□運転席とは間仕切り等により区画され、施設設備が適切に配置されていること。
埃	□埃、排水及び廃棄物の汚染を防止できる構造及び設備を有すること。
防虫防鼠	□埃、廃水、廃棄物、ねずみ及び昆虫の侵入を防止できる設備を有すること。
換気	□結露、カビにより食品が汚染されないよう、換気が適切にできる設備等を有すること。
床、内壁	□床、内壁及び天井は、清掃しやすい材料で作られ、容易に清掃できる構造であること。
照度	□作業、検査及び清掃が十分にできるよう必要な照度を確保すること。
給・排水	□飲用適の水を十分な量を供給できる給水設備を有すること。 □営業の内容に応じて、規定された容量の排水を保管できる貯水設備を有すること。
シンク	□必要に応じて熱湯、蒸気等が使用でき目的に応じた大きさ及び数の洗浄設備を有すること。
手洗い	□従事者用手洗いは、手指の再汚染が防止できる構造の流水式手洗い設備であること。
冷蔵・冷凍	□冷蔵又は冷凍設備を必要に応じて有すること。
廃棄物容器	□不浸透性で十分に容量のフタ付きの廃棄物容器を有すること。
計測器	□冷蔵、冷凍、殺菌及び加熱等の設備には、温度計などの計量器を備えること。

【平面図】記載例



営業許可申請の手続き

【事前相談】

- 営業車の製作に着手する前に、設計図面を持参のうえ相談してください。（基準に適合していない場合、完成後に手直しが必要になります）
- 施設を衛生的に管理運営するため、食品衛生責任者を設置する必要があります。（食品衛生責任者には次の資格が必要です。）
（資格：食品衛生責任者養成講習会修了者、調理師、栄養士、製菓衛生師など）
- 給水タンクの容量により、提供できる品目数が変わりますのでご注意ください。

【申請書類】※営業開始予定日の少なくとも 1～2 週間前までには申請してください。

- 1 営業許可申請書
- 2 営業車の構造図面（運転席などを含むもの）※手書きでも可
- 3 申請手数料 16,000 円
- 4 食品衛生責任者の資格証明書
- 5 車検証のコピー

※給水・排水タンク容量が目視で確認できない場合、仕様書等で容量を確認させていただきます。

【立会調査】

- 営業車の立会調査にはできるだけ営業者もしくは、食品衛生責任者が立ち会ってください。
- 営業に必要な設備がそろってから調査を行います。施設基準に適合しない場合は、許可になりません。不適合な個所が改善され次第、再調査を受けることになります。

【営業許可書交付】

- 立会調査終了後、後日営業許可書を交付します。（約 2 週間後の交付になります。）
- 原則、許可申請を行った窓口での受け取りになります。
- 受け取りの際には、現地調査時にお渡しした連絡票をお持ちください。
- 交付された営業許可書は再発行できませんので、大切に保管してください。

【お問い合わせ先】

担当地区	保健所	連絡先
門司、小倉北、小倉南	保健所東部生活衛生課 北九州市小倉北区馬借 1 丁目 7-1	電話 093-522-8728 FAX 093-522-1025
八幡西、八幡東、若松、戸畑	保健所西部生活衛生課 北九州市八幡西区黒崎 3 丁目 15-3	電話 093-642-1818 FAX 093-631-4451